第三十六条の十九第三項	流行初期医療確保拠出金等	返還金
	次条	第三十六条の二十四第二項において準用する次条
	政令で定めるところにより、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求する	当該返還金及び当該延滞金を徴収する
第三十六条の十九第四項	規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事	返還金及び延滞金
第三十六条の二十第一項	前条第一項	第三十六条の二十四第二項において準用する前条第一項
	流行初期医療確保拠出金等	返還金
第三十六条の二十第二項、第三項及び第五項並びに第三十六条の二十一第一項及び第二項	流行初期医療確保拠出金等	返還金
第三十六条の二十第三項	流行初期医療確保拠出金等	返還金
	第三十六条の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求	第三十六条の二十四第二項において準用する第三十六条の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収
第三十六条の二十一第一項	厚生労働大臣又は都道府県知事	都道府県知事
	流行初期医療確保拠出金等	返還金
第三十六条の二十三第二項	前項	第三十六条の二十四第一項
	返納金	返還金
第三十六条の二十三第三項	第一項	第三十六条の二十四第一項
	返納金	返還金

（基金流行初期医療確保措置債券の形式）

第九条の十二　法第三十六条の三十二第一項の規定により支払基金が発行する債券（以下「基金流行初期医療確保措置債券」という。）は、無記名式とする。

（基金流行初期医療確保措置債券の発行の方法）

第九条の十三　基金流行初期医療確保措置債券の発行は、募集の方法による。

（基金流行初期医療確保措置債券申込証）

第九条の十四　基金流行初期医療確保措置債券の募集に応じようとする者は、基金流行初期医療確保措置債券申込証にその引き受けようとする基金流行初期医療確保措置債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

2　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある基金流行初期医療確保措置債券（次条第二項において「振替基金流行初期医療確保措置債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該基金流行初期医療確保措置債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を基金流行初期医療確保措置債券申込証に記載しなければならない。

3　基金流行初期医療確保措置債券申込証は、支払基金が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　基金流行初期医療確保措置債券の名称

二　基金流行初期医療確保措置債券の総額

三　各基金流行初期医療確保措置債券の金額

四　基金流行初期医療確保措置債券の利率

五　基金流行初期医療確保措置債券の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　基金流行初期医療確保措置債券の発行の価額

八　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九　社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十　応募額が基金流行初期医療確保措置債券の総額を超える場合の措置

十一　募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（基金流行初期医療確保措置債券の引受け）

第九条の十五　前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける場合又は基金流行初期医療確保措置債券の募集の委託を受けた会社が自ら基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2　前項の場合において、振替基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替基金流行初期医療確保措置債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を支払基金に示さなければならない。

（基金流行初期医療確保措置債券の成立の特則）

第九条の十六　基金流行初期医療確保措置債券の応募総額が基金流行初期医療確保措置債券の総額に達しないときでも基金流行初期医療確保措置債券を成立させる旨を基金流行初期医療確保措置債券申込証に記載したときは、その応募額をもって基金流行初期医療確保措置債券の総額とする。

（基金流行初期医療確保措置債券の払込み）

第九条の十七　基金流行初期医療確保措置債券の募集が完了したときは、支払基金は、遅滞なく、各基金流行初期医療確保措置債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第九条の十八　支払基金は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、基金流行初期医療確保措置債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2　各債券には、第九条の十四第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、支払基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（基金流行初期医療確保措置債券原簿）

第九条の十九　支払基金は、主たる事務所に基金流行初期医療確保措置債券原簿を備えて置かなければならない。

2　基金流行初期医療確保措置債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　基金流行初期医療確保措置債券の発行の年月日

二　基金流行初期医療確保措置債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、基金流行初期医療確保措置債券の数及び番号）

三　第九条の十四第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四　元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第九条の二十　基金流行初期医療確保措置債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2　前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、支払基金は、これに応じなければならない。